需給調整市場入札に関する覚書（ひな型）
(発電・専用線オンライン)

○○株式会社（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は，２０２２年○○月○○日付電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約書（以下「Ⅰ´契約」という。），端境期における調整力提供にかかる覚書（以下「Ⅰ´覚書」といい，「Ⅰ´契約」と総称して「Ⅰ´両契約」という。）および２０２２年○○月○○日付需給調整市場に関する契約書（以下「市場契約」という。）に付帯して，Ⅰ´契約における契約電源等を需給調整市場へ入札する場合の取扱いに関し，次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を交換する。

（用語の定義）

第１条　本覚書における用語の定義は，Ⅰ´両契約，市場契約，取引規程（需給調整市場）に準拠するものとする。

（需給調整市場システムへの電源Ⅰ契約等契約電力の反映）

第２条　甲は，電源Ⅰ契約等契約電力として以下の値を需給調整市場システムへ反映させる。

（１）Ⅰ´契約における厳気象対応調整力の提供期間

電源Ⅰ周波数調整力契約，電源Ⅰ需給バランス調整力契約および電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約における契約電力

（２）（１）以外の期間

電源Ⅰ周波数調整力契約および電源Ⅰ需給バランス調整力契約における契約電力

（指令値）

第３条　Ⅰ´両契約にもとづき指令を行う場合の発動対象コマにおける指令値は，ΔｋＷ約定量も踏まえた一体的な指令値とする。

（アセスメントⅡにおける供出電力）

第４条　Ⅰ´両契約にもとづき指令が行われた場合の発動対象コマにおけるアセスメントⅡに関する供出電力（30 分）は，乙が受信した瞬時供出電力から 30 分コマごとの平均値を算出し，当該平均値（以下「発電実績電力」という。）から，以下の算定式により算出されたみなしΔｋＷ基準値電力を差し引いた値とする。

みなしΔｋＷ基準値電力 ＝ 発電計画電力 ＋ 電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約における契約電力※

※ Ⅰ´覚書にもとづく指令の場合，Ⅰ´覚書の定めにより甲乙間で事前に確認した提供可能な電力

ただし，発電実績電力がみなしΔｋW基準値電力以下となる場合の供出電力（30分）は０とする。

（調整電力量の算定）

第５条　Ⅰ´両契約にもとづき指令が行われた場合の発動対象コマにおける調整電力量は，30分コマごとに，それぞれ以下のとおり算定する。

（１）市場契約における調整電力量

実績電力量から，以下の算定式により算出されたみなしΔｋW基準値を差し引いた値とする。

ただし，実績電力量がみなしΔｋW基準値以下となる場合の調整電力量は０とする。

みなしΔｋW基準値 ＝ 前条に定めるみなしΔｋW基準値電力 ÷ ２

（２）Ⅰ´両契約における調整電力量

みなしΔｋW基準値から，発電計画を差し引いた値とする。

ただし，実績電力量がみなしΔｋW基準値以下となる場合の調整電力量は，実績電力量から発電計画を差し引いた値とする。

（上げ調整電力量料金算定における適用単価）

第６条　上げ調整電力量料金算定における適用単価は，需給調整市場システムに登録されたＶ１単価（以下，「システム登録単価」という。）とする。

２　前項に基づき登録するＶ１単価の上限はⅠ´契約第１８条２項の定めによるものとする。ただし，Ⅰ´契約における厳気象対応調整力の提供期間外の期間において，電源Ⅰ´と同時提供しない場合はこの限りではない。

３　第１項のＶ１単価登録期限はⅠ´契約第１８条３項の定めによるものとする。

（本覚書の有効期間）

第７条　本覚書の有効期間は，本覚書交換の日からⅠ´両契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（協議事項）

第８条　本覚書により難い特別な事項については，その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，本覚書交換の証として，本書２通作成し，甲乙双方記名押印のうえ，各自その１通を保有する。

□□□□年□□月□□日

（住所）○○県○○市○○町○○番
甲　　○○株式会社　取締役社長　○○　○○

（住所）大阪府大阪市北区中之島３丁目６番１６号
乙　　関西電力送配電株式会社　取締役社長　○○　○○